

## 未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名:浪速区役所

### 未収金目標及び具体取組内容調書

所属	浪速区	担当・事業所名	総務課(企画調整)	債権整理番号(3ヶタ)	002	債権区分	私債権	債権名	浪速区広報紙広告掲載料金(令和5年12月号 第3面)
----	-----	---------	-----------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------------------

#### 1. 令和5年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況

… いざれかの記号を入力    ※修正目標    … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和6年度修正目標=令和6年度当初に、令和5年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和6年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	—	合計(過年度+現年度)	—
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「—」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

#### 2. 未収金の推移(実績及び目標)

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数    ※当初目標    … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

前年度からの 調定額越額	過年度分								現年度分								合計		
	年度中の 調定額減少額	調定額	微収額	不納欠損額	整理額	微収率	整理率	未収金残高	調定額	微収額	不納欠損額	整理額	微収率	整理率	未収金残高	微収率	整理率	未収金残高	
A 令和3年度 実績	0				0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0	
B 令和4年度 実績	0	0			0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0	
C 令和5年度 修正目標	0	0			0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0	
D 令和5年度 実績	0	0	0	0	0	—	—	0	27	0	0	0	0.0%	0.0%	27	0.0%	0.0%	27	
E 令和6年度 当初目標	0	0			0	—	—	0				0	—	—	0	—	—	0	
F 令和6年度 修正目標	27	0	27	27	0	27	100.0%	100.0%	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0	

#### (参考)未収金残高の中期目標

令和7年度末	—	令和8年度末	—	令和9年度末	—
--------	---	--------	---	--------	---

#### 3. 令和5年度の取組実績・課題・改善策など

令和5年度の取組実績
・令和5年12月5日～11日 期限までに納付が確認できないため債務者あて納付依頼のメール(5回)及び電話連絡(1回)を行う。 ・令和5年12月13日 債務者から納付書再送の電話依頼を受け、速達にて納付書を再送する(13日以降、債務者からの連絡及び返答はなし)。 ・令和5年12月18日～27日 債務者あて納付依頼のメールを送信する(5回)。 ・令和6年1月9日～31日 債務者あて納付・連絡依頼のメールを送信(7回)、会社HPの問合せフォームから納付依頼を送信(1回)、納付依頼のため架電するも不通(7回)。 ・令和6年1月16日 債務者あて特定記録郵便にて納付書を再送する。 ・令和6年1月18日 自宅、オフィスの現地調査を行う(債務者との接触は行わず)。 【自宅】郵便物が溜まっていることから入居実態はあると推察。 【オフィス】当該オフィスフロアへの立ち入りはできず、入居ビルの受付への聞き取りでも、現状の入居実態は確認できず。 ・令和6年2月1日 納付依頼の架電をするも不通。 ・令和6年2月22日 督促状を簡易書留で送付する。 ・令和6年2月29日 債権管理・回収アドバイザーに今後について相談する。電話・書面の催告を継続しつつ、今後、訪問による催告を行うこと、そのうえで反応がない場合には、未収債権額・手続費用等を考慮したうえで、法的手続を行うよう助言を受ける。 ・令和6年3月4日 納付依頼のため架電するも不通。 ・令和6年3月27日 区役所で把握している法務所が届かないことから、新しい住所を連絡するようメールにて依頼する。
課題
債務者と連絡が取れないため、納付交渉が困難。
改善策
債務者が法人として現存しているのか、また所在を調査する。

#### 4. 令和6年度の取組内容

… 「1. 令和5年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和5年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の発生抑制に向けた取組
・令和6年5月9日 納付依頼のため架電するも不通。 ・令和6年5月20日 法人状況の確認のため、法務局へ登記事項証明書(会社・法人)交付申請書を送付する。 ・令和6年6月14日 閉鎖事項全部証明書より法人の廃業は確認できず、また履歴事項全部証明書より本社住所が区役所で把握している住所と異なっていることが判明した。 ・令和6年5月24日 納付及び連絡依頼のメールを送信する。 【今後の取組】 ・法人の本社住所を所管する法務局へ、法人状況の確認のための追加調査を行う。 ・引き続き電話、書面による催告を継続しつつ、法人の状況を調査し、訪問調査による催告を検討する。

## 5. 令和5年度決算見込における未収金実績の状況 (区別別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数)

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
滞納発生直後のもの (督促未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押え中のもの 又は交付要求中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至っていないものの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	【強制公】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないものの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 = 上記2のD (令5実績) の合計
過年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
現年度	未収債権の件数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	未収金残高	0	0	27	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	27	

①未収債権の件数及び債務者数並びに分類する考え方②未収債権の件数は、原則、調定件数による。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)③1つの債権に、直連債務者と連帯債務者とが設定されている場合であっても、調定を裏に未収債権の件数は1件、債務者数は1人と算す。3の表は、未収債権の状況の構成が最も正確で、債務者の状況で分類する。

1

令和5年度決算見込における  
未収債権の件数(過年度+現年度)    1